

香川大学医学部認定再生医療等委員会名簿

平成29年10月1日現在

	所属	職名	氏名	任期	認定再生医療等提供委員会の構成要件の該当性	
1	循環器・腎臓・脳卒中内科学	教授	南野 哲男	役職指定	a	学内者
2	薬理学	教授	西山 成	H29.4.19 ~ H30.3.31	a	学内者
3	血液・免疫・呼吸器内科学	教授	門脇 則光	H29.4.19 ~ H30.3.31	a	学内者
4	小児看護学	教授	谷本 公重	H29.4.19 ~ H30.3.31	a	学内者
5	薬剤部	薬剤主任	樋口 和子	H29.4.19 ~ H30.3.31	a	学内者
6	香川大学名誉教授		中山 充	H29.4.19 ~ H30.3.31	b	学外者
7	岡法律事務所	弁護士	岡 義博	H29.4.19 ~ H30.3.31	b	学外者
8	香川大学名誉教授		土屋 盛茂	H29.4.19 ~ H30.3.31	c	学外者
9	高松中央ロータリークラブ		浅野 一男	H29.4.19 ~ H30.3.31	c	学外者
10	独立行政法人国立病院機構 高松医療センター	院長	細川 等	H29.4.19 ~ H30.3.31	a	学外者

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。ただし、各号に掲げる者は当該各号以外に掲げる者を兼ねることができない。

(1) 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者を含む2名以上の医学又は医療の専門家（ただし、所属機関が同一でない者が含まれ、かつ、少なくとも一名は医師又は歯科医師であること。）

(2) 法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者その他の人文・社会科学の有識者

(3) 前二号に掲げる者以外の一般の立場の者

2 委員は、学長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は5名以上であるものとする。

6 委員会の委員は男女両性により構成されるものとする。

7 委員会の委員には、本学と利害関係を有しない者が含まれていることとする。

認定再生医療等提供委員会の構成要件の該当性（第三種再生医療等提供計画のみに係るもの）

a. 医学・医療・・・再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者を含む二名以上の
医学又は医療の専門家

b. 法律・生命倫理・・・法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者、その他の人文・社会科学の有識者

c. 一般・・・a及びbに掲げる者以外の一般の立場の者